事務連絡

令和元年６月10日

都道府県

各　指定都市　介護保険主管部（局）御中

　　中核市

厚生労働省老健局振興課

「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」の周知について（依頼）

日頃より厚生労働行政の適正な運営にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます 。

平成26 年６月の消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）改正により、高齢者や障がい者等（以下「高齢者等」という。）の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置できることが規定されました。

このたび、消費者庁において地方公共団体における地域協議会の設置や地域における見守り活動の更なる充実に向けて「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」が作成、公表されました。

本手引きでは、地域協議会設置の意義やメリットを示すとともに、福祉関係者等との連携等、具体的な見守り活動の例について解説しています。

高齢者等の消費者被害の防止にあたっては、高齢者等と日常的に接する機会が多い福祉関係者との連携が特に重要となります。また、福祉部局において既に設置されているネットワークを活用することも考えられます。

内容について十分御了知いただくとともに、貴管内の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

（参考）「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/pdf/consumer_safety_act_amendment_190425_0001.pdf>